検査実施料新設のお知らせ

（管理番号:17-0059）
（2017年5月 C-01）

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発０４２８　第４号」により下記の検査項目に検査方法の
追加が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

■ 測定方法が追加された検査項目

検 査 項 目	保 険 点 数
25-ヒドロキシビタミンD	400 点

▼ 詳細内容

検査項目	25-ヒドロキシビタミンD
保険点数	400 点
判断料	生化学的検査(Ⅰ)判断料 （144点）
診療報酬点数表区分	D007 血液化学検査　50 25-ヒドロキシビタミンD
備考	ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD_3の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、CLIA法又はCLEIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

■ 適用日　　2017(H29)年 5月 1日 から適用

(株)四国中検
香川 TEL(087)877-0111　松山 TEL(089)955-7600
高知 TEL(088)883-5535　徳島 TEL(088)665-3125